

令和7年第4回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年4月22日（火）

安芸高田市農業委員会

# 総会出席簿

【開催年月日】 令和7年4月22日(火)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 報告第 5号 農地転用(農業用施設)届出について  
日程第 3 議案第 20号 事業計画変更承認申請について  
日程第 4 議案第 21号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 22号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 23号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 7 議案第 24号 非農地証明申請について  
日程第 8 議案第 25号 非農地通知の発出について  
日程第 9 議案第 26号 農用地利用集積等促進計画の諮問について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	欠	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	欠	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長  
武部 弘典 係長  
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 47分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和7年第4回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

本日の総会にあたりまして1番 光永委員さん、4番 見坂委員さん、2名の欠席の申し出がございました。ただいまの出席委員は10名でございます。定数に達しておりますので、これより令和7年第4回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうへ配付をさせていただいておる通りでございます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により議長において行います。2番 秋國 満委員、12番 高松 忠夫委員、両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第2号 農地転用（農業用施設）届出についての報告を求めます。事務局からお願いいたします。

（事務局朗読報告）

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号3号につきまして、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号3号について報告します。4月13日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認しました。図面番号5-3をご覧ください。申請地は●●から、●●●●●●を●●●●●に約1km行き、右手にある田、1,613㎡のうち82㎡です。届出人の●●さんは農業をされており、もみ殻、野菜くず等をこの堆肥舎で保管され、畑に使用されるそうです。田は、●●さんの所有するものであり、他の農地に影響がない事を確認しました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。この案件につきまして、質疑はありませんか？よろしゅうございますか？質疑がないようですので、以上で農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

次にまいります。議案第20号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号2号につきまして、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。4月9日に、農業委員、推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。場所ですが、20-2をご覧いただきたいと思います。●●●●●●●●を●●●●の方に進んで行きますと、●●●●という場所があります。この場所に●●●●という●●●●があります。その隣りが今回申請に出されたところでございます。昨年、加工場ということで申請をされたわけですが、今回、新体制になり、よく考慮した結果、農機具の倉庫がないという事で、今回それにあてたいということで申請ができました。他の農地に別段影響はないと思います。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第20号 事業計画変更承認申請について、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第20号 事業計画変更承認申請については申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第4 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号23号につきまして、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号23号について報告いたします。4月10日、推進委員、農業委





議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号11号について、11番 境江委員さんをお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。番号11について報告申し上げます。4月9日に、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認を行いました。場所ですが、地図番号22-11をご覧くださいと思います。●●●●より、●●●●方面に進んで行きますと、●●より500～600m行きますと、左側に●●に入る道がございます。その●●をまた、500～600m進んで行った所が今回の申請地でございます。道路のすぐ右隣りでございます。今回申請するにあたり、倉庫がすでに建っておりますので、始末書を付して申請されておられます。この場所に墓地を作るにあたって、周辺農地に対する影響はない事を確認してまいりました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？よろしいですか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。ここで議長交代のため暫





~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時 5 8 分 休憩  
午後 1 時 5 8 分 再開

○田中会長

ここで続いて 5 分程度休憩を取りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時 5 8 分 休憩  
午後 2 時 0 3 分 再開

○田中会長

お揃いでございますので、休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 7 議案第 2 4 号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員さんの調査報告を行います。受付番号 6 号について、7 番 津田委員さんからお願いいたします。

○津田委員

7 番 津田です。受付番号 6 号について報告いたします。現地確認は 4 月 9 日に、推進委員 2 名、農業委員 2 名、事務局 2 名で行いました。本案件は 2 月の総会でご審議いただいた内容と同様でございます。2 月の総会では、非農地としては認められないとの決定をいただきましたが、2 月 1 2 日の現地確認の際に、圃場が雪で覆われていたという事から、再度農地の現状を確認してほしいという申し出がございまして、今回の議案となっております。申請地の場所は●●●●●●●●です。図面番号 2 4 - 6 をご覧ください。●●●●●●●●を●●●●●●●●に向けて進み、●●地区中心部の●●●●●●に●●●●●●●●がございまして、申請地はその●●を挟んで向かい側でございます。申請地は雪で覆われていない状態での圃場の確認という事で、みんなで立ち入って、全体の状況を確認しました。現状としては、農地は長年耕作をしておられないという事で、ススキやセイタカアワダチソウなどの雑草が全体を覆うと共に、所々にクズが広がって、一部に低灌木が見られると。総じて原野化しているという状況はありました。しかしながら、現状を総合的に判断した場合には、雑草や低灌木などを刈り払い、耕耘等によ

り、農地への復元は可能であろうという事を確認いたしました。詳しくは非農地証明現地確認書のとおりです。以上、報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。

○藤原委員

非農地証明の分なんですけど、今回ののはどういう事なんですか？再審議案件で、今回は認めるということですか？再度認めないという事ですか？前回からどう変わったのですか？

○津田委員

前回とどう変わっているかという事でいうと、先ほども言及しましたが、前は雪に覆われていて、実際底が見えなかったわけです。雪の上にくらか木が見える、ススキが見える、草の枯れたのが見えるといった状況だったわけです。非農地として認めることは難しいという結論をみたわけですけど、それについて申請者の方から、雪があったから分からなかった事もあるだろうから、雪がない時に見てくれという申請があったと。再度見たわけですけど、雪があっても無くても、土の表面の状況はだいたい憶測通りであったと。

○藤原委員

相手の人は結果に納得してなかったんですね。

○津田委員

直接申請者さんと会って話しをしたわけではないので、微妙な加減は分かりませんが、本人さんが今回の結果を聞いた時にどのように考え、どのような対応を考えられるかも不明です。

○田中会長

藤原委員さんどうでしょうか？農地として復旧可能という判断を現地の調査委員の皆さんはされたという事で。よろしいですかね？

○藤原委員

農地に修復するのは相当な労力もかかるし、耕作意欲もなくなっているし、そのままの形で転用というわけにもいきまいし、農地をどう利用していくかという事が残ると思いますけどね。

○田中会長

よろしいですか？藤原委員さん？

○藤原委員

はい。

○境江委員

農地から外すという事を言われてんですが、そういうような場所が他にもいっぱいあるわけです。1種農地でも。例えば認めた場合には、似たような場所も認めないといけないわけです。難しいところだと思います。山のほとりの農地ならともかく、●●沿いの農地ですし、非農地の判断が非常に難しいと思いました。

○田中会長

山の中で木が生えているとか、山の近くで立木があるとかならともかく、そうでないようです。

○秋國委員

私も申請地のそばを時々通る事がありますが、非農地にするほどではないと個人的には思いますけどね。●●のすぐほとりにありますし、どう見ても非農地というほどでは。どうとらえるかにもよると思いますが、山のほとりで、雑木が茂っているとかいう状況ならやむを得ないかと思いますが。今回の状況で非農地とすると、ここも、あそこも、という風になると大変なことになると思います。手を加えれば、現状復旧というか元々の感じには戻せると思いますけどね。

○田中会長

その他はございませんか？よろしゅうございますかね？質疑及び意見がないようでございますので採決に入ります。議案第24号 非農地証明申請につきましては、不受理とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。受理しないという事です。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第24号 非農地証明申請については、不受理、受理しないことに決しました。次にまいりたいと思います。

日程第8 議案第25号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局

より提案の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員さんからの補足説明がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

○藤原委員

八千代町を担当しているんですが、現地は確認していないので。推進委員が現地調査を続けてやっているのですよね。これらは山寄せのところで、昔の食糧事情が悪い時には作っていたんでしょうけど、八千代でもこういった山寄せのところは、だんだんこういう風な形にはなっているんですけど、何年ぐらい継続調査しているものなのかな？

○事務局

これは過去の調査からずっと再生不能農地として毎年残っていたんですけど、昨年度の途中から非農地通知という事で、一方的に再生不能と判断したものは農地台帳から抹消して、通知を送っていくことで、処理をさせて

○藤原委員

ただ農地として維持管理というか、修復するように指導はいるわな。成り行きに任せてずっと、現状ではもう利用価値が、原野に戻ってきよるし、現状復旧はもう、農地に帰すのはもう、しょうがないという、そういうような妥当性がないというような方向で現状動いて行っているということかな？

○事務局

この対象にしているのは、確実に木が生えて復旧はもう無理だというような判断がされたもののみを対象としています。

○藤原委員

先日、非農地証明で行った●●●という所の近くの方なんかは、木がもう、これぐらいのもう、木がもう大きくなって、ずーっと昔の棚田というか、畑みたいな所がですね、なっとるような所があって、たぶんこもそういうような形になっとるんじゃないかと思っているんですけど。現状しっかりと確認しておりませんので、憶測でしか言えないですけど、場所を地図上で

見ればそういう判断になりますね。以上です。

○田中会長

黒瀬委員さんよろしいですか？

○黒瀬委員

よく分からないのですが、図面を見る限り全体的には山みたいになっていると思うんですね。ですから仕方ないと思いますよ。

○田中会長

その他、質疑なり意見なりございませんか？よろしゅうございますか？

質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し、これより採決に入ります。

議案第25号 非農地通知の発出について、原案について承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第25号 非農地通知の発出につきましては、承認することに決しました。次へまいります。

日程第9 議案第26号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの要点説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第26号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問につきまして、原案通り設定することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第26号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問につきましては、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和7  
年第4回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。大変ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時22分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

2 番委員

1 2 番委員